

遠軽地域訪問看護ステーションにじ運営規定

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規定は、本会の訪問看護ステーション運営規定細則に基づき、訪問看護ステーションの運営に関して必要な事項をさだめる。

第2条 訪問看護ステーションの看護師等は、要介護認定を受けた高齢者に対し指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を主治医の指示のもとに計画的に実施すること、または医療保険による指定訪問看護を主治医の指示のもとに計画的に実施することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定訪問看護事業、及び指定介護予防訪問看護事業の実施に当たっては、遠軽医師会、遠軽町(遠軽町生田地区・遠軽町丸瀬布地区・遠軽町白滝地区)・湧別町・佐呂間町の3町の保健・医療・福祉サービスの関係諸機関と密接な連携に努めこれらの協力と理解の基に法の基本理念が具現されるように適切に運営を図るものとする

2 当該事業の運営上必要な事項について協議するために、運営協議会を設置する。

第2章 事業所の名称

(事業所の名称等)

第4条 指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業を行う事業所の名称及び、所在地は次の通りとする。

(1)キーステーション名称及び所在地

『遠軽地域訪問看護ステーションにじ』
遠軽町大通北3丁目1番地5

(2)サブステーションの名称及び所在地

①『遠軽地域訪問看護ステーションにじ 上湧別ステーション』
湧別町中湧別3020番地14 ゆうゆう厚生クリニック内

②『遠軽地域訪問看護ステーションにじ 佐呂間ステーション』
佐呂間町字永代町176

③『遠軽地域訪問看護ステーションにじ 丸瀬布ステーション』
遠軽町丸瀬布新町274 まるせっぷ厚生クリニック内

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、遠軽町(遠軽町生田原地区・遠軽町丸瀬布地区・遠軽町白滝地区)・湧別町・佐呂間町の区域とする。

ステーション名	実施地域
遠軽ステーション	遠軽町・遠軽町生田原地区
上湧別ステーション	湧別町
佐呂間ステーション	佐呂間町
丸瀬布ステーション	遠軽町丸瀬布地区・遠軽町白滝地区

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種及び定数)

第6条 訪問看護ステーションに勤務する職種及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 所長(管理者) 保健師もしくは看護師 1名
(2) 訪問看護担当職員 保健師もしくは看護師、准看護師

ステーション名	定数	備考
遠軽ステーション	5人以上	常勤、専任パート
上湧別ステーション	1人以上	〃
佐呂間ステーション	1人以上	〃
丸瀬布ステーション	1人以上	〃

ただし、利用者の増加により増員をすることができる。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・ソーシャルワーカーを若干名おくことができる。

- (3) 事務職員 事務員(兼務) 1名

(職員の職務内容)

第7条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長は所属職員を指導監督し、関係諸機関との連携を図り、適切な事業が行われるよう統括する。
(2) 職員は所長の命を受けて、次の職種区分によりその職務に従事する。
① 保健師、看護師、准看護師は、訪問看護および介護予防訪問看護を実施し、その結果の記録及び報告を行う。
② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカーは訪問看護に係わる訪問リハビリテーション等の実施、及び医療・保健・福祉に係わる相談と適切なアドバイスを行い、その結果の報告を行う。
③ 事務員は訪問看護及び介護予防訪問看護に係わる、一般事務及び庶務に関することに従事する。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

- 第8条 (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日及び本会の定める休日は休業とする。
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
営業日以外の訪問看護及び介護予防訪問看護は、別に定める。
(3) 上記の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第5章 訪問看護の提供方法及び内容

(訪問看護提供方法)

- 第9条 訪問看護ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。
(1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が訪問看護指示書を訪問看護ステーションに交付した利用者に対して、看護計画書を作成し訪問看護及び介護予防訪問看護を実施する。
(2) 利用者または家族から訪問看護ステーションに、直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書をもとめるように指導する。
(3) 利用者に主治医がいない場合は、遠軽医師会あるいは町村の窓口調整を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第10条 訪問看護ステーションが行う訪問看護及び介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害、全身状態の観察
(2) 清潔の保持などの日常生活上の世話
(3) 褥創の予防・処置
(4) 療養生活、介助方法の助言
(5) カテーテル管理
(6) リハビリテーション
(7) その他、必要な事項

第6章 緊急時における対応

(緊急時における対応)

第11条 訪問看護及び介護予防訪問看護実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、訪問看護担当職員は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うとともに所長に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 虐待防止に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第8章 衛生管理に関する事項

(衛生管理等)

第13条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第9章 業務継続計画の策定に関する事項

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護および介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10章 利用料に関する事項

(利用料)

第15条 利用者から支払いを受ける利用料は、次の通りとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 基本利用料 | 健康保険法で定める料金
介護保険法に定める料金 |
| (2) その他の利用料 | 重要事項説明書のとおり |

(領収書の交付)

第16条 基本利用料及びその他の利用料の支払いを受けたときは、利用料ごとに区分記載した領収書を利用者へ交付するものとする。

第8章 その他の重要事項

(運営に関する留意事項)

第17条 訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業を円滑に推進するため、遠軽医師会、行政の関係諸機関、他の福祉事業等との連携に努め、次の事項について調整を図るものとする。

- (1) 利用料の設定に関する事項
- (2) 訪問看護サービスの実施基準
- (3) 主治医との指示書提供方法等の情報交換に関する事項
- (4) 老人保健施設、在宅介護支援センター等との連絡・調整

2 訪問看護及び介護予防訪問看護の社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るための研究、研修の機会を設け、業務体制の整備に努めるものとする。

3 職員は業務上知り得た秘密を保持しなければならない。

4 この運営規定に定める以外の運営に関する事項は、代表理事会長が定める。

付則

(実施時期) この規定は2024年3月1日から施行する。

平成9年10月1日制定

(平成12年4月1日改訂)(平成18年4月1日改訂)(平成21年5月1日改訂)(平成21年10月5日改訂)

(平成23年4月1日改訂)(平成24年11月19日改訂)(平成26年2月1日改訂)(平成27年5月1日改訂)

(平成29年8月1日改訂)(令和2年9月1日改訂)(令和5年8月14日改訂)(令和6年2月1日改訂)